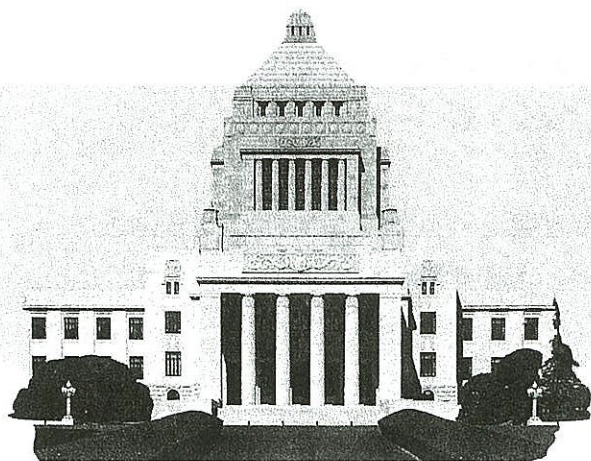




投票開票日

10月22日(日)

午前7時から午後7時まで

※10月10日(火)公示

大切にしていますか、あなたの一票

選挙 第48回衆議院議員総選挙 第24回最高裁判所裁判官国民審査

■投票できる方

○住所要件

10月9日(基準日)現在で、本町に引き続き3カ月以上住民登録されている方

○年齢要件

平成11年10月23日までに生まれた方(平成29年10月22日現在で満18歳以上)

■投票所・入場券

・投票所入場券に記載されている指定の投票所で投票してください。

・入場券は10月11日ごろに発送します。

・入場券は大切に保管し、投票日に忘れず持参してください。紛失したり、当日忘れた方は、投票所の受付に申し出て再交付を受けてください。

■期日前投票

投票日当日に仕事、旅行などの理由で投票できない方は、期日前投票をすることができます。入場券の裏面の宣誓書に記入していただくだけで投票できます。(事前に記

入して持参いただくと、短時間で投票できます)なお、期日前投票を行う日で、まだ選挙権を有していない方(18歳未満の方)は、期日前投票はできません。この場合は、不在者投票をすることになりますので、町選挙管理委員会に申し出てください。

■不在者投票

○病院・施設に入院・入所中の方

病院に入院や施設に入所しているため、投票所へ行けない場合、それぞれの病院や施設に申し出るにより、そこで不在者投票をすることができます。

○仕事先・旅行先での不在者投票

仕事や旅行で町外に滞在している方は、町選挙管理委員会に不在者投票の請求手続きをして、郵便で投票用紙などの交付を受け、滞在先の市町村で投票を行うことができます。

○郵便などによる不在者投票
次に該当する方で郵便による不在者投票を希望される場合は、事前に郵便等投票証明書の交付手続きが必要になりますので、お早めに町選挙管理委員会に申し出てください。

・身体障害者手帳1・2級(両下肢・体幹・移動機能の障がい)、1・3級(心臓・腎臓などの内臓障がい)、1・3級(免疫・肝臓の障がい)をお持ちの方

・介護保険の要介護状態区分が、被保険者証要介護5の方

■期日前投票・不在者投票のできる期間
10月11日(水)21日(土)まで

・受付時間は、午前8時30分から午後8時までの間、町選挙管理委員会(役場庁舎1階)で行っています(土・日曜日でも可)。

■投票

投票は

・「小選挙区選出議員選挙」
・「比例代表選出議員選挙」
・「最高裁判所裁判官国民審査」の3つです。棄権のないよう投票ください。

■開票

開票はそれぞれ投票日当日の午後8時から町スポーツセンターで行います。

投票方法

小選挙区選出議員選挙
比例代表選出議員選挙

…候補者氏名の記入
…政党その他の政治団体の名称
または略称の記入

最高裁判所裁判官国民審査…辞めさせたい人に×、
辞めさせたくない人には何も書かない

【問い合わせ】町選挙管理委員会 ☎72-1362(直通)

